

議案第46号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例について

東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「都条例」といいます。）の改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止されたことに伴い、港区保健衛生事務手数料条例（以下「区条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

東京都は、ふぐ加工製品の安全性を担保するため、平成24年10月から都独自のふぐ加工製品取扱届出制度を実施してきました。

国においては、令和元年に食品衛生法施行規則を改正し、ふぐを処理する営業者の義務等を定め、衛生管理が強化されました。東京都は、国の動きや都内におけるふぐ加工製品の除毒状況の改善により、今後もふぐ加工製品の安全性が維持されることから、都条例を改正し、令和4年4月1日にふぐ加工製品取扱届出制度を廃止しました。

これに伴い、ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料等を廃止するため、区条例の一部を改正します。

2 改正内容

ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料及び再交付手数料の規定を削除します。

- (1) ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料 3,000円
- (2) ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料 2,400円

3 施行期日

公布の日

港区保健衛生事務手数料条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

別表(第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
一〇七十(略)	(略)	(略)	(略)

(前略)

別表(第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
一〇七十(略)	(略)	(略)	(略)
七十一 東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号)第十七条第二項又は第四項の規定に基づく届出済票の交付	ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料	三千円届出のとき。	
	ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料	二千四百円再交付申請のとき。	

付則

この条例は、公布の日から施行する。